



## CÂMARA DE COMÉRCIO E INDÚSTRIA JAPONESA DO BRASIL

Home page: <http://www.camaradojapao.org.br> - E-mail: [secretaria@camaradojapao.org.br](mailto:secretaria@camaradojapao.org.br)  
AV. PAULISTA, 475 - 13º ANDAR - SÃO PAULO/SP - CEP 01311-908 - BRASIL  
EDIFÍCIO KYOEI PAULISTA - TEL.: (011)3287-6233 - FAX: (011)3284-9424  
CNPJ 61.009.031/0001-06

### ブラジル日本商工会議所 2010 年度事業報告書

昨年1年を回顧いたしますと、特筆すべき事項としては移転価格税制暫定法（MP 478号）への対応に追われた年、日伯経済交流促進を加速させた年、会議所70周年を契機に会議所運営における抜本的改革を実行した年、70周年記録集編纂の年、社会的貢献を重視した年という会議所5大事業を挙げる事ができます。

#### 1. 移転価格税制暫定法（MP 478号）への対応に追われた年

2009年12月に発布された同478号が会員企業に与えるインパクトが極めて大きく、進出日本企業を対象にアンケート調査を実施しました。関連委員会/部会で構成するワーキング・グループを中心に勉強会、また他の経済団体（FIESP）やアメリカ会議所（Amcham）との意見交換に数多く参加しました。

カウンターパートの日本経団連と共に両国政府のハイレベル協議としての日伯貿易投資促進合同委員会の緊急重要テーマとしても俎上しました。連邦収税局と当会議所メンバーによる意見交換会、さらに開発商工省（MDIC）ハマリオ次官と両国政府間レベル協議に我々民間側が加わった形での意見交換、連邦収税局と当所メンバーとの間で複数の意見交換を実施しました。

#### 2. 日伯経済交流促進を加速させた年

3月に日伯経済関係強化のためにハマリオ次官を招いて特別講演を実施しました。これが、第3回日伯貿投委（ブラジリア）、10月の第4回貿投委東京会議に向けた準備会合、さらに本会合における成果（技術移転/TP/貿易面）へと繋がりました。5月に東京で行われた経団連/CNIによる第13回日伯経済合同委員会でもビジネス円滑化阻害要因の問題（税制、知的財産権等）に加えて、中長期視点から広範囲に亘るテーマについて討議をいたしました。

#### 3. 会議所70周年を契機に会議所運営における抜本的改革を実行した年

新体制下、4回に及ぶ常任理事会審議を経て歴史的な定款・規則の大改定を断行いたしました。全100条項の中53条項を改正、規則に関連する新たな詳細規定として理事・監事選挙規定（各々26項目）/会頭選挙規定（電子メール投票22項目）計74項目を定めました。

#### 4. 70周年記録集編纂

当会議所には歴史的に10年単位あるいは25年単位などで記念誌を編纂する習慣がありませんでした。70周年委員会メンバー、前会頭および献身的に校正・監修に至るまで携わった前監事会議長、資料の整理や校正、監修作業にも側面的に加わった事務局職員やサンパウロ新聞編纂業務担当等が注いだ尽力のお陰で、初めて日本語版が完成いたしました。来年はポル語版の作成を予定しています。

#### 5. 社会的貢献

社会的貢献を目的とする会員企業の中には、積極的に将来を担う若い学生等を対象に各種冠講座やセミナーを定期的開催するところもありました。今年は特に私をはじめ会議所日系社会担当委員会が日系諸団体の各種会合や行事に積極的に参加して、交流が一層深化した年でありました。

以上

会頭 中山立夫